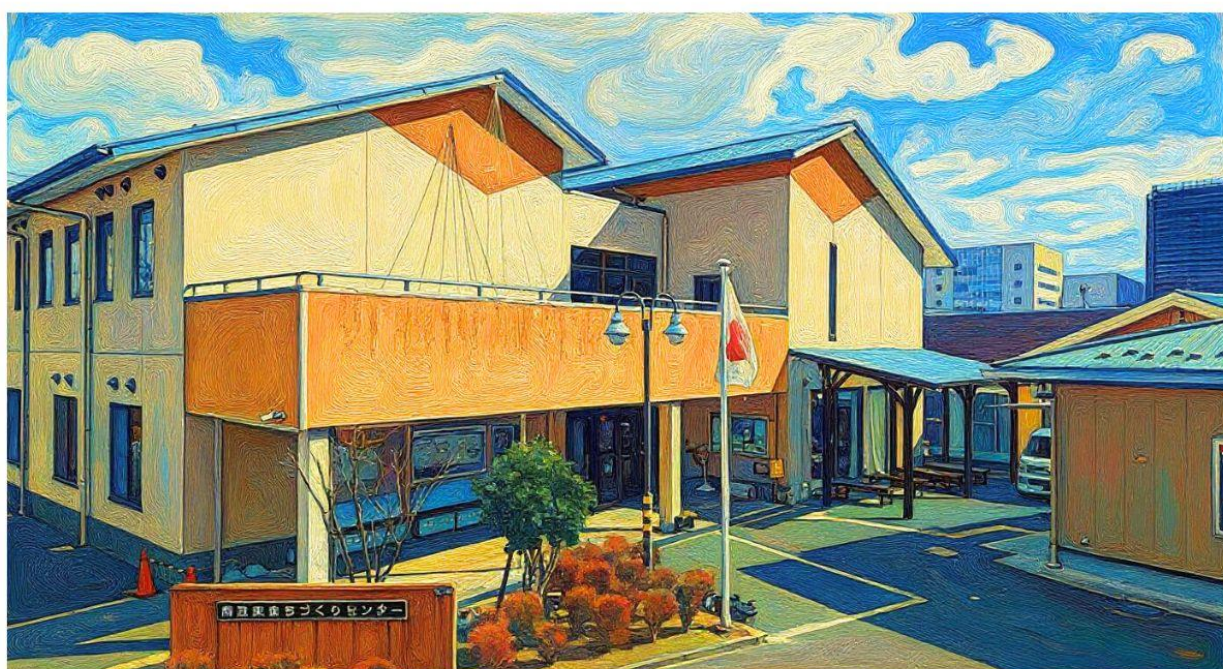




南笠東学区まちづくり計画書 2026

素敵な出会い みんなで創るまち 南笠東

2026—2030
(令和8年度—令和12年度)



南笠東まちづくりセンター

南笠東学区まちづくり協議会

もくじ

第1章	南笠東学区まちづくり計画の策定にあたって	
	1.まちづくり計画について	2
	2.まちづくり活動の取り組み	2
	3.まちづくり計画策定の取り組み経過	3
第2章	南笠東学区の概要	
	1.学区の状況	4
	2.学区の課題	6
第3章	南笠東学区の将来像（基本理念・基本方針）	8
第4章	まちづくり計画の概要	
	1.計画の概要	9
	2.関連部局ごとの計画	10
	生活関連事業部局	10
	健康福祉事業部局	11
	青少年育成事業部局	12
	地域スポーツ事業部局	13
	地域協働合校推進事業部局	14
	まちづくり事務局	15
第5章	計画の推進	
	1.事業の推進	16
	2.推進体制	16
	3.委員会の設置	16
付録	資料編	
	1.草津市協働のまちづくり条例（抜粋）	17
	2.南笠東学区まちづくり協議会会則	18
	3.住民アンケートの結果（概要）	20
	4.策定委員名簿	21
	5.計画策定の経緯	22

1. まちづくり計画について

南笠東学区まちづくり協議会（以下「協議会」）では、地域住民と行政が、それぞれの役割を分担し連携しながら地域課題の解決に取り組み、住み良いまちを築いていくため、「協働のまちづくり」を進めています。

草津市は 2014（平成 26）年に「草津市協働のまちづくり条例」を定め、市内の各地域まちづくり協議会を地域コミュニティの代表組織として認定しています。当協議会もこの認定を受け、地域を代表する組織として今日まで活動を続けてまいりました。この認定に基づいて地域住民の意見および要望を集約し、計画的なまちづくりを進めるため、地域まちづくりの羅針盤となる「南笠東学区まちづくり計画書」を策定しています。

南笠東学区（以下「学区」）では、この計画に基づいて学区のまちづくりを進めてきましたが、今般、新たに第 4 期の計画となる「南笠東学区まちづくり計画書 2026」（以下「本計画」）を策定しました。

2. まちづくり活動の取り組み

まちづくり活動の取り組み

学区のまちづくり活動は、1999（平成 11）年 4 月の南笠東公民館の開設と合わせ、南笠東学区自治連合会とまちづくり準備委員会の発足から始まりました。翌年 4 月には社会福祉協議会を始めとした地域の各種団体が玉川学区より分離し活動を開始したことに伴い、まちづくり準備委員会も「まちづくり推進委員会」へと名称を変更、本格的に活動を始めることになりました。

2011（平成 23）年、まちづくり推進委員会は「行政との更なる協働によるまちづくり」を目指し、学区内の各種団体を構成員とする「南笠東学区まちづくり協議会」に改組、6 月 4 日に協議会として発足しました。

1999 年 4 月 （平成 11）	<ul style="list-style-type: none"> ・玉川学区より分離し、学区自治連合会が発足 ・まちづくり準備委員会が発足
2000 年 4 月 （平成 12）	<ul style="list-style-type: none"> ・学区社協の他、各種団体が玉川学区より分離し発足 ・まちづくり推進委員会に名称変更し活動を開始
2011 年 6 月 （平成 23）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会が発足、活動を開始
2014 年 7 月 （平成 26）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会が、草津市から認定を受ける。

2017（平成 29）年度には、地域まちづくりの拠点へと機能変更された南笠東まちづくりセンターの指定管理者としての管理運営も始めました。協議会は学区まちづくりの窓口として、また、地域の代表者として今日も活動と事業を展開しています。

3. まちづくり計画策定の取り組み経過

学区のまちづくり計画については、2012（平成 24）年度からの 4 年間（2012-2015）を第 1 期として「南笠東学区まちづくり計画書 2012」を、期間途中の 2014（平成 26）年度には残り 2 年間の修正版として「南笠東学区まちづくり計画書 2014」を策定し、2016（平成 28）年度からの 5 年間で第 2 期として「南笠東学区まちづくり計画書 2016」を策定しました。

2021（令和 3）年度からの 5 年間で第 3 期として「南笠東学区まちづくり計画書 2021」を策定し、これまで学区のまちづくりを進めてきました。

今回の「南笠東学区まちづくり計画書 2026」は第 4 期として 2026-2030（令和 8-12）年度の 5 年間のまちづくりの取り組みとして策定するものです。

まちづくり計画策定の取り組み経過

期	計画書名	期 間	構 成
第 1 期	南笠東学区まちづくり計画書 2012 「まちの景観整備とふるさとの創造」	2012（平成 24） ～2015（平成 27）4 年間	地域環境 編に限定
	南笠東学区まちづくり計画書 2014 「地域協働型社会の対応」	2014（平成 26） ～2015（平成 27）2 年間	
第 2 期	南笠東学区まちづくり計画書 2016 「新たな公共と呼ばれる時代の羅針盤」	2016（平成 28） ～2020（令和 2）5 年間	地域環境 編に限定
第 3 期	南笠東学区まちづくり計画書 2021 「素敵な出会い みんなで創るまち 南笠東」	2021（令和 3） ～2025（令和 7）5 年間	全部局の 総合編
● 第 4 期	南笠東学区まちづくり計画書 2026 「素敵な出会い みんなで創るまち 南笠東」	2026（令和 8） ～2030（令和 12）5 年間	

1. 学区の状況

(1) 地勢

わたしたちのまち「南笠東学区」は草津市の南部に位置し、瀬田丘陵の一角にあります。区域の面積約212haの約83%が市街化区域で、主な土地利用は住宅用地、公共施設用地、山林、工業用地の順となっています。標高は約100～150mで標高差が約50mと、草津市では数少ない「坂の多いまち」です。

学区の東側には一級河川の狼川が流れ、2016（平成28）年には親水性を基調とした「狼川河川公園」が整備され、地域住民の憩いの場になっているなど環境面でわたしたちの生活とも深く関わりを持っています。学区の南側は滋賀医科大学をはじめ、県立長寿社会福祉センター、びわこ学園医療福祉センター草津、県立精神保健福祉センターなどの医療・福祉施設が多く設置されています。

また、学区に隣接して立命館大学（BKU）や滋賀医科大学、龍谷大学があり、多くの学生が区域に居住していることも、まちの特徴の一つとなっています。南西のエリアには県立の図書館、美術館など滋賀県が提唱する「びわこ文化公園都市」が広がります。



学区の眺望(笠山2丁目より)

(2) 交通環境

学区には江戸時代より多くの旅人が行き交った旧東海道が通っているほか、国道一号、京滋バイパス、山手幹線、名神高速道路などの主要道路が通っています。学区に隣接する名神高速道路の草津田上インターチェンジは新名神高速道路とのジャンクションも併設される「草津市の玄関口」となっており、草津パーキングエリアには全国から多くの方が訪れます。

また、JR南草津駅、瀬田駅まではどちらも概ね2～3kmと徒歩・自転車圏内となっているほか、区域内の幅員の狭い生活道路には「まめバス」が運行しており、移動の利便性も高くなりました。その一方で、主要道路へと向かう車両により交通量が多くなる朝夕は渋滞が発生しています。

(3) 人口・世帯・暮らし

学区の人口は2010（平成22）年から2019（平成31）年度までの10年間は約7,900人前後で推移してきましたが、2022（令和4）年以降は約7,700人前後まで減少しました。現在（2025（令和7）年12月末時点）は人口7,813人とやや増加がみられますが、市の予測では今後減少していくことが見込まれています。（人口減少社会を見据えた2040（令和22）年の草津市の姿に関する調査研究報告書より）

高齢化率は23.8%で、学区の特徴である19～25歳の学生世代が多い人口構造となっているにもかかわらず、市全体（22.4%）と比較すると相対的に高くなっています。

前述のとおり、交通環境では利便性が高い一方で、学区内には標高差が約50mある坂の多い場所もあり、日常の移動に負担を感じる住民も少なくありません。特に高齢者や障がい者にとっては坂道や距離の長さが外出の心理的な負担になりやすく、自家用車に頼らざるを得ない場面が生まれています。

生活面では徒歩圏内にコンビニエンスストアが点在するほか、隣接区域ではあるものの自転車圏内に数店のスーパーマーケットがあります。医療機関は学区内に内科クリニック（医院）があり、大学病院も隣接しています。また、こども園や学童保育所といった施設や高齢者を対象にしたデイサービスセンターなどもあり、各ライフステージにおいて生活する上で暮らしやすい環境が整った地域です。

※人口等は住民基本台帳による

(4) 学区の歴史

この地域は、明治期に南笠・野路・新浜・矢橋・橋岡が老上村となりました。大正から昭和初期には岐阜から移り住んだ川瀬茂作氏が笠山のなだらかな丘陵を利用して果樹園の経営をはじめたことから、笠山は「滋賀県の果樹発祥の地」とも言われています。

1954（昭和29）年には、老上村を含む1町5村の合併により草津市が誕生しました。市制発足時は老上学区でしたが、人口増加に伴う学区の再編により1988（昭和63）年に玉川学区となり、また、1999（平成11）年には玉川学区から分離し現在の南笠東学区となりました。豊かな自然と地域文化に育まれた南笠東学区には「弁天池とおつゆの悲恋」「おおかみと大かめ」など土地に根づいた逸話も多く残ります。

2. 学区の課題

学区の課題については、本計画の策定過程で実施した住民アンケート調査、部局ごとに実施した前計画期間の事業振り返りワークショップなどを通じて「担い手の不足」「活動の負担感」「組織・活動を取り巻く状況の変化」などが明らかになりました。

ここでは、学区の将来を見据えた「協働のまちづくり」の推進に向けて、その取り組みの方針をまとめました。

(1) 今後の協働のまちづくりの展開

単独では解決できない課題についても、対話を通し協働することで解決につながることから、多様な主体の協働で地域課題を解決し、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指します。

その取り組みの手法として、第3次草津市協働のまちづくり推進計画に示されている、次の4つの視点を持ちながら各主体が得意分野を活かし、互いに補完し合うネットワークを築き協働のまちづくりを展開していきます。

学ぶ	それぞれの主体が自ら「学ぶ」ことで、活動が地域のために役立ち、多様な人々の知恵が集まることで、新たなつながりや地域のためになる活動を進めます。
見える	各主体が相互に活動内容等を「見える」ようにすることで、各主体間が互いの力を合わせて補い合い、今後更に協働のまちづくりの発展につなげて行きます。
つながる	各主体が、それぞれの役割や、興味・関心、得意分野等の共通する分野において、対話を通して「つながる」ことで、新たな協働による活動が生まれ、活性化へつなげます。
ひろげる	対話を通して新たな人とのつながりを「ひろげる」ことで、他主体に情報共有し、新たなキーパーソンの関わりを生み出し、それぞれの活動等の充実や拡大を図ります。

※第3次草津市協働のまちづくり推進計画より抜粋

(2) 行政において解決が求められる課題と地域での取り組み（地域要望）

草津市をはじめとした行政や関係機関との協働によるまちづくりを進めていますが、その中での課題事業は、6つのハード事業として前計画書にて取り上げています。

前（計画）期間において、これらの課題事業に対する行政の取り組みには一部で進展があり、その内容を下記のとおり取りまとめました。引き続き協議会や自治連合会が中心となり行政と協働で取り組んでいきます。

行政との協働で取り組む課題

- ① 草津市の「南の玄関口構想」実現に向けての取り組み
- ② 都市計画道路「平野南笠線」の整備促進
- ③ 一級河川「狼川」の整備促進
- ④ 国道1号、京滋バイパスや周辺地域の交通混雑（渋滞）解消
- ⑤ 学区内狭あい道路の解消、歩道の整備(凹凸等の解消)促進
- ⑥ 市道野路30号線(パナソニック駐車場西側)の県道までの整備促進

《進捗状況》

②都市計画道路「平野南笠線」の整備促進

東海道新幹線付近から大津市境までの区間を滋賀県道路整備アクションプログラムで2027（令和9）年度までに着手すると公表されている中で、既にダイハツアリーナ前の交差点から山手幹線までの区間で2025（令和7）年8月に4車線化へと整備されました。

その他の区間では、2024年（令和6）年度に道路の基本ルートや基本構造を検討する概略設計や笠山町町内会のエリアで地形測量が実施されています。今後も引き続き地域との連携のもと計画的に整備促進が図られます。

⑥市道野路30号線の整備促進

2025（令和7）年度から具体的な設計が開始されました。同8月には詳細設計業務の契約が締結され、道路整備に向けた各関係機関との協議や設計が鋭意進められています。

学区ではこれまでも住民一人ひとりのつながりを大切にした町内会（自治会）活動が積極的に行われてきました。また、協議会では各町内会をはじめ学区の各種団体が主体的に行う「地域まちづくり」の伴走者として、サポート・調整などに取り組んできました。

本計画では、これから5年間のまちづくりで目指す学区の将来像を次のとおり定めます。また、基本理念の実現に向け実施主体となる各部局は次の基本方針に基づき各種事業に取り組むこととします。

基本
理念

素敵な出会い みんなで創るまち 南笠東

南笠東学区は、人々が出会い・織りなし・住み続けたいまち、
人々が輝くまちづくりを目指します。

基本
方針

- 笑顔広がる ふれあいのまち
- 健幸と安心を支えあいにつむぐまち
- 青少年の夢ひらくまち
- スポーツで 笑顔と元気を生み出すまち
- 大人もこどもも 地域で共に学ぶまち
- 対話と協働でつくる 住みよいまち

実
施
主
体

生活関連事業部局	自治連合会
健康福祉事業部局	社会福祉協議会
青少年育成事業部局	青少年育成学区民会議
地域スポーツ事業部局	体育振興会
地域協働合校推進事業部局	地域協働合校推進委員会
まちづくり事務局	まちづくりセンター

第4章 まちづくり計画の概要

1. 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画が対象とする期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

（計画名）	（計画期）	（対象期間）
南笠東学区 まちづくり計画書 2026	第4期	2026（令和8）年度から 2030（令和12）年度までの5年間

(2) 計画の範囲

本計画では、協議会および事業部局が自主的かつ主体的に取り組むことができる事業等を対象範囲としています。協議会および各事業部局では、上記の期間中に本計画に基づき事業を展開します。

ただし、草津市からの交付金などをはじめとする財源の確保や地域の実情、社会情勢等を鑑みながら、柔軟に事業方法の変更を行う場合があります。

(3) 計画の構成

本計画は事業を実施、担当する事業部局ごとに内容をまとめて構成しています。

(4) 事業の財源

本計画に掲げる事業は草津市からの「地域まちづくり一括交付金」を主な財源とします。また、草津市にて設けられた地域の課題解決や魅力発掘に取り組むための「地域課題解決応援交付金」（2024（令和6）～2027（令和9）年度の4年間）についても交付金制度の趣旨に沿った事業に取り組むための財源として活用します。

事業の主な財源

- ・草津市地域まちづくり一括交付金
- ・草津市地域課題解決応援交付金

センター運営の主な財源

- ・草津市からの指定管理料
（センター運営経費）

2. 関連部局ごとの計画

生活関連事業部局

自治連合会

笑顔広がる ふれあいのまち

学区ではきめ細かな町内会活動や団体活動により、地域コミュニティを醸成し繋がりを深めてきました。生活関連事業部局では、地域ふれあい事業や防災・防犯、交通安全の取り組みを通して、住民一人ひとりが「住んで良かったまち」「住み続けたいまち」を実感できるよう、取り組みを進めます。

(1) 地域イベントの推進

- ・ ふれ ai フェス南笠東の実施
- ・ みなくさまつりへの参加

(2) 地域の防犯事業の推進と交通安全

- ・ 防犯カメラや防犯灯の設置
- ・ 防犯研修会の開催
- ・ 交通安全の取り組み

(3) 災害に強いまちづくり

- ・ 防災マップ、ハザードマップを活用した意識の向上
- ・ 地区防災計画の策定と取組の推進
- ・ 防災フェスタの開催
- ・ 避難所などの環境整備の推進

(4) 地域課題解決の取り組み

- ・ 広域的な課題の共有と行政への要望
- ・ まちづくりの担い手確保の推進

(5) 環境整備の推進

- ・ 公園や河川などの環境整備の実施
- ・ 環境美化活動の推進

(6) 人権教育（学習）の推進

- ・ 人権教育推進協議会の取り組みの推進
- ・ 町内学習懇談会の実施



まち角潤い事業 花いっぱい運動

健幸と安心を支えあいであつむぐまち

多様な世代と立場の住民がそれぞれの暮らしに寄り添いながら参加し、つながりを育む地域づくりを進めます。移動・生活支援や健康づくりなど幅広い福祉ニーズに応え、南笠東らしいあたたかな支え合いを広げ、誰もが安心して暮らし続けられるまちをめざします。

(1) 高齢者福祉に関する取り組み

・学区敬老事業

70歳以上の方を対象にご長寿のお祝いと高齢者福祉への理解と関心を高めるため学区敬老事業を実施

・高齢者交流事業

様々なサロンを開催し、高齢者同士の親睦の場の提供と閉じこもり予防の実施

・高齢者見守り事業

高齢者宅の訪問などで安否確認や交流などの「高齢者の見守り活動」の実施



学区敬老会(南笠東小学校)

(2) 地域福祉に関する取り組み

・支え合い運送支援事業

ボランティアの協力を得て移動手段にお困りの方の送迎サポート

・健康（健幸）づくり推進事業

健康と幸せを感じるまち日本一をめざした「健幸」をテーマとした活動

・福祉ゾーンとの交流

(3) 民生福祉に関する取り組み

・障がい者や要支援者への支援活動

・災害時の援助や支援活動

(4) 青少年福祉に関する取り組み

・青少年に係る活動団体との連携事業の実施

青少年の夢ひらくまち

こどもたちが健やかに成長し未来へと羽ばたく力を育むため、地域と関係機関が連携した見守り体制をさらに強化します。こどもを取り巻く環境が変化する今、大人がその特徴を理解し学びながら寄り添うことで、安心して学び・挑戦できる地域ぐるみの青少年育成を進めます。

(1) こどもが地域で育つ風土を育む学習会と体制づくり

- ・ すこやかセミナーの開催
(青少年を取り巻く環境やこどもたちについての学習会)
- ・ めだか学級（未就学児と保護者の交流会）の開催
- ・ スマートフォンなどにおける有害情報対策の啓発、学習活動
- ・ 小学校・中学校との連携強化
- ・ 青少年の健全育成にかかわる関係団体との連携、協力

(2) 青少年にふさわしい心豊かな環境づくりの推進

- ・ 地域総ぐるみの「愛のあいさつ声かけ運動」の推進
- ・ 青少年あいさつ運動の啓発作品の募集と表彰
- ・ ふれaiフェス南笠東などにおける青少年健全育成の啓発活動



あいさつ運動啓発作品表彰式

(3) 草津市青少年育成市民会議との連携

- ・ 草津市などの行政機関や草津市青少年育成市民会議との連携による青少年健全育成の推進

スポーツで 笑顔と元気を生み出すまち

ウォーキング・運動会など、誰もが気軽に参加できる活動を通じて、地域の健幸づくりと交流を育みます。プレーするだけでなく、“観る・学ぶ・支える”など広がりのある関わり方も大切にします。外部連携も進めながら継続的な仕組みづくりを行い、地域に根ざしたスポーツ環境をめざします。

(1) 南笠東学区スポーツ交流広場（誰もが参加できるスポーツイベント）

- ・まちづくりセンターを拠点に健康維持と地域の再発見につながる事業の実施
- ・こどもから高齢者までが一緒に参加し、世代間の交流を図るための事業の実施（グラウンドゴルフ大会など）
- ・地域住民の自助・共助を啓発しながらも楽しく親睦を深められるような競技内容を取り入れ、体力・生活力の向上を図る事業の実施



学区運動会(南笠東小学校)

(2) ニュースポーツの紹介・普及

- ・草津市チャレンジスポーツデー学区開催時のニュースポーツ体験
- ・こども対象事業でのニュースポーツ体験指導

(3) 草津市学区対抗スポレク祭への参加促進

- ・地域住民への周知広報活動と参加者募集 PR

(4) 部会制を導入した組織運営の活性化の検討

例：ウォーキング部会、ソフトバレー部会、グラウンドゴルフ部会など

(5) 「観る・学ぶ」など様々な関わり方でスポーツの楽しさを知る企画の検討

大人も子どもも 地域で共に学ぶまち

学校・地域・家庭がつながり、こどもの学びと育ちを支える協働のしくみづくりを進めます。まちづくりセンターなどの“共通”の場やテーマで第1・第2分科会をつなぎ、新たな参画を広げ、こどもの主体的な活動を育むとともに、その経験が保護者世代の地域参加にもつながる取り組みをめざします。

(1) まちづくりセンターを軸に展開する事業（第1分科会）

子どもたちが地域生活の中で、人との出会いや体験を通じて地域とのふれあいや交流を深め、健やかに育つ取り組みを行います。

- ・ 地域イベントへの参加
（ふれ ai フェス南笠東、防災フェスタなど）
- ・ 自然（環境）学習の体験
（狼川、ロクハ公園など）
- ・ 文化・産業学習の体験
（農業体験、陶芸体験、会社見学など）
- ・ こどものつどい
（モノづくり体験など）
- ・ 恒例イベント
（餅つき、書初めなど）



わんぱくプラザ事業

(2) 南笠東小学校を軸に展開する事業（第2分科会）

学校での学習活動に、地域の大人が参画し、各教科の学習支援の機会を設けたり、スクール ESD の視点からこどもが課題解決に取り組み、地域に働きかける活動を仕組んだりすることで、学校と地域がつながる取り組みを行います。

- ・ 各教科での学習支援
（社会科、生活科、家庭科、総合的な学習、クラブ活動など）
- ・ 植物の栽培（さつまいもなど）
- ・ 地域探検（狼川学習、まち探検など）
- ・ 安全対策（交通安全、環境整備など）

対話と協働でつくる 住みよいまち

まちづくりセンター事務局は、協議会全体の運営と事業部局の連携をさらに深め、地域課題に応じた調整・支援機能を強化します。多様化する地域資源をつなぎ、情報発信や拠点運営を通じて、地域まちづくりの土台を支える中核としての役割をより高めていきます。

(1) まちづくり協議会事務局の運営

- ・協議会の事業計画と予算の立案、事業の調整と執行
- ・実行委員会方式による学区シンボル事業の実施
- ・各事業部局のサポートと事業部局間の調整
- ・地域まちづくり計画の管理

(2) 南笠東まちづくりセンターの管理運営

- ・草津市から、まちづくりセンターの管理運営の受託と適切な業務（指定管理業務の実施）
- ・まちづくり活動の推進および豊かな学びの場づくりに関する事業の企画および実施（地域社会のニーズに応えた学びの場の企画・運営）
 1. 地域が抱える課題への対応を目的としたもの
 2. 高齢者の生きがいづくりを目的としたもの
 3. 家庭や地域の教育力を高めるもの

(3) 学区情報の収集・提供

- ・地域の講座、イベントなどに関する情報の提供（地域パートナー情報南笠東・協議会ホームページの有効活用）
- ・豊かな学びの場やまちづくり活動に関するチラシ、パンフレットの発行など

(4) 地域課題解決応援交付金の活用の取り組み

- ・市の「地域課題解決応援交付金」を活用し、交付金の事業期間内に実施できるよう各事業部局と調整しながら進めます。



ふれあいフェス南笠東

1. 事業の推進

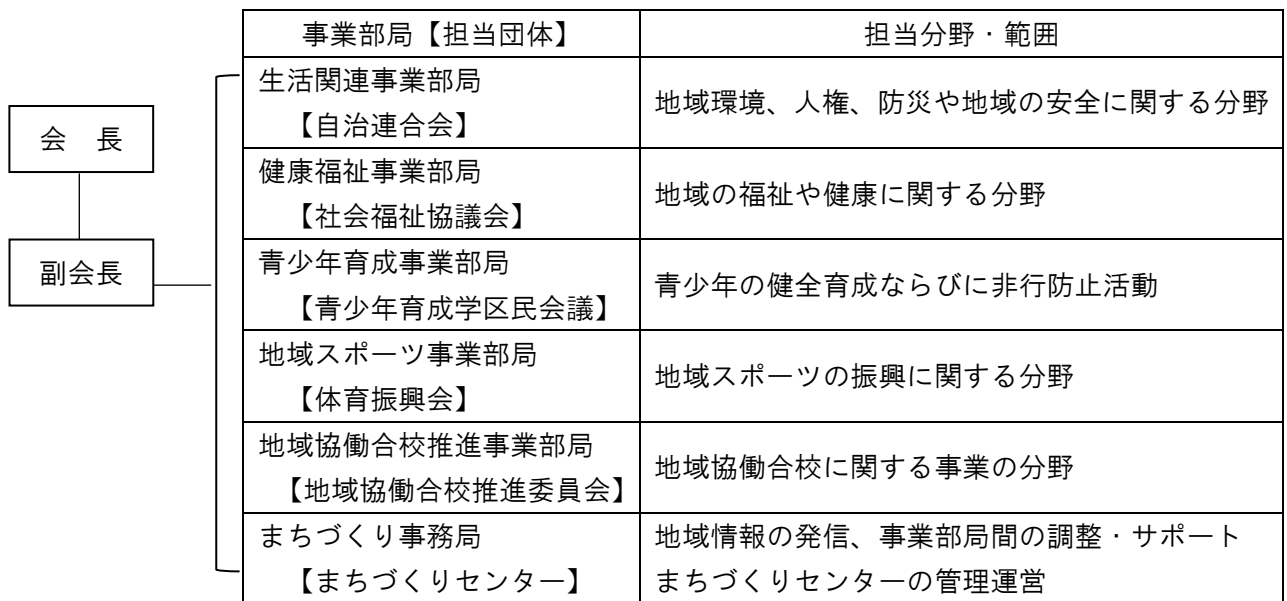
この計画は5年間にわたることや予算調整などが伴うことから、年度ごとに事業計画および予算措置を行い、協議会総会に諮った上で事業を実施するものとします。

実施した事業の評価については、同役員会において評価を行い、以後の事業展開に反映させていきます。また、実施した事業はそれぞれ報告書としてまとめ、同総会にて審議・承認を得るものとします。

2. 推進体制

計画の推進にあたっては、担当する事業部局と事務局を定め下記の組織体制にて実施していきます。

●推進体制（事業部局と事務局）



3. 委員会の設置

学区全体で取り組む事業や複数部局が協力して取り組む事業については、（実行）委員会や分科会（小委員会）を設けるなどして、機動的な体制を構築して事業に取り組めます。

また、各事業部局の調整やサポート役として事務局を設け効率的に事業の推進を図ります。

1. 草津市協働のまちづくり条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めるとともに、市民および市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりに取り組み、協働によるまちづくりを推進することで住み良いまちの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

まちづくり協議会・・・基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織

<省略>

（まちづくり協議会の役割）

第5条 まちづくり協議会は、地域住民の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。

2 まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

<省略>

（地域まちづくり計画の策定および公表）

第16条 まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示した計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を策定するものとする。

2 まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を策定したとき、または変更したときは、これを公表するものとする。

3 地域住民は、地域まちづくり計画に基づいたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

4 市は、地域まちづくり計画および前項に規定する取組を尊重するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

2. 南笠東学区まちづくり協議会会則

第1条（名称および事務所）

本会は、南笠東学区まちづくり協議会と称し、事務所を南笠東まちづくりセンター内に置く。

第2条（目的）

本会は、草津市（行政）と地域の密接な関係を保ち協働して南笠東学区（以下「学区」という。）のまちづくり構想の推進を図るとともに学区の諸団体の自主的な活動と連携によって豊かで住みやすい地域づくりを推進することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 官・民協働による事業の推進
- (2) 地域団体の協働による事業の実施調整
- (3) 地域まちづくり情報の発信
- (4) 学区内の公的施設の管理・運営
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

第4条（構成員）

本会の構成員は、学区の住民組織および学区内に関係する団体・公的機関ならびに施設を含む市民とする。

2. 前項の住民組織、団体、公的機関ならびに施設は別に定める。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 副会長 1名
- (2) 事務局長1名 事務局次長2名以内
- (3) 会計責任者 1名
- (4) 理 事 8名以内
- (5) 監 事 2名

2. 役員の任期は1年とし、通常総会の終了時点から次年度の通常総会の終了時点までとする。

第6条（役員を選出）

役員を選考は、第9条で定める常任委員会で候補者を推薦し、総会に諮り決定する。

2. 任期の途中で役員の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、常任委員会で後任の役員を選出し、その役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、学区事業の調整にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長ならびに事務局次長は、会長を補佐し、会務に必要な事務を担当する。
- (4) 会計責任者は、本会の会計事務を掌握する。
- (5) 理事は、第11条に定める事業部局の事業の実施調整に関する分野および会長の特命による任務を遂行する。
- (6) 監事は、事業ならびに会計の監査を行う。

第8条（総会）

総会は、協議会の最高議決機関で、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の計画および予算の決定に関すること。
 - (2) 事業報告および決算の承認に関すること。
 - (3) 役員承認に関すること。
 - (4) 会則の制定および改廃の承認に関すること。
2. 総会は、年1回するものとし、第4条第2項に定める単位の代表者による代議員制とする。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定する。

第9条（常任委員会）

本会の会務の適切な運営を図るため、次の者から構成される常任委員会を設置する。

- (1) 草津市事務委嘱者
（学区内単位町内会長）
- (2) 町内会から委員を選出している次の地域協議会の代表
 - (ア) 人権教育推進協議会
 - (イ) 社会福祉協議会
 - (ウ) 青少年育成学区民会議
 - (エ) 体育振興会

2. 常任委員会は、事業の円滑な運営を図るため、次の任務を司る。

- (1) 役員候補者の選出に関する事。
- (2) 任期の途中で役員に欠員もしくは補充の必要が生じた場合の後任役員の承認に関する事。
- (3) 第8条第2項で定める単位の代表者による代議員の選出に関する事。
- (4) 顧問の承認に関する事。
- (5) その他、会長が審議を必要と認める事項。

3. 常任委員会は、会長が招集する。

第10条(役員会)

役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計責任者、理事で構成する。

2. 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 事業の執行に関する事。
- (3) 部局間の事業の調整に関する事。
- (4) その他、会長が審議を必要と認める事項。

3. 役員会は、会長が招集する。

4. 役員会には、必要に応じて監事の出席を求めることができる。

第11条(事業部局および事務局)

第3条の事業を次のとおり区分し、事業部局を構成する。

- (1) 生活関連事業部局
地域環境・人権・防災や地域の安全に関する内容
- (2) 健康福祉事業部局
地域福祉・健康に関する取り組み
- (3) 青少年育成事業部局
青少年の健全育成ならびに非行防止活動に関する内容
- (4) 地域スポーツ事業部局
地域スポーツの振興に関する内容
- (5) 地域協働合校推進事業部局
草津市で進める地域協働合校推進に関する学区の事業展開

2. 事業部局は、協働の体制づくりに必要な委員会または分科会を置くことができる。

3. 協議会の円滑な運営ならびに事業部局間の調整を図るため事務局を設置する。

4. 事務局が担当する業務は次のとおりとする。

- (1) 学区内のまちづくり推進ならびに事業部局間の調整
- (2) 南笠東まちづくりセンターの管理運営業務
- (3) その他、会長から指示のある事項

第12条(顧問)

本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、常任委員会の承認を得て、会長が委嘱する。任期は、役員の任期に準ずる。

3. 顧問は、会長の要請に応じて各種会議に出席し、助言を行うことができる。

第13条(会計)

本会の費用は、市からのまちづくり協議会に対する交付金、助成金、委託料ならびに地域の自主財源によって賄うものとする。

第14条(会計期間)

本会の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条(雑則)

この会則に定めるもののほか、必要な事項については、常任委員会で定める。

付記

この会則は、平成23年6月4日より施行する。

平成26年5月25日 改訂

平成27年5月24日 改訂

平成29年5月26日 改訂

令和2年5月22日 改訂

3. 住民アンケートの結果（概要）

本計画の策定にあたり、学区にお住まいの皆さんや日ごろ協議会に関わってくださっている皆さんに、まちづくりセンターや協議会運営についてのご意見や実施事業などについてアンケート調査にてご意見を伺い、計画検討の一助とさせていただきます。

アンケートはインターネットのみの回答とし、9月1日～15日まで実施し83件の回答をいただきました。

■調査結果について

○回答者の属性

回答者83名のうち、年代は30～40代が47%と最も多く、次いで50～60代（26.5%）、70歳以上（25.3%）と続きます。性別は約70%が女性で、職業はパート・アルバイトや会社員が中心です。居住年数は30年以上の層が33.7%で最多ですが、20年未満の層も約45%にのぼり、新旧の住民から幅広く回答を得ているのが特徴です。

○南笠東学区で「気に入っている」「誇りに思う」こと

[水害などの災害のリスクが少ない（41件）][良好な住環境（36件）]が多く、これらに次いで[治安が良い（31件）][買い物や生活が便利（28件）][近所づきあいがしやすい（22件）]を選択する方が多い結果となりました。

○協議会の事業で「知っている事業」「大切だと思う事業」

知っている事業では[地域安全（49件）][スポーツ交流広場（46件）][ふれあい推進（44件）][人権教育推進（44件）][高齢者福祉事業（43件）]が多く、大切だと思う事業では、[地域安全（54件）][高齢者福祉事業（34件）][地域福祉推進（23件）][環境整備（19件）]が多くなっています。

○南笠東のまちの暮らしで「気になる・不安」に感じること

暮らしの課題となる事項（5つのテーマ・選択方式）では、[子どもが安全・安心に過ごせる居場所（53件）]が最も多く、次いで[自分や家族の健康や将来の介護問題（47件）][公共交通や移動手段の確保（43件）][地域清掃など町内会・地域活動（71件）][気軽に運動を楽しむ機会や場（42件）]が多くなっています。

アンケート結果の詳細は
協議会 HP にて公開しています



4. 策定委員名簿

委員長	清水 和廣	まちづくり協議会会長・学区社会福祉協議会会長
副委員長	棚橋 幸男	自治連合会会長・笠山町町内会長
委員	岡田 隆男	狼川町内会長
	松下 裕子	新南笠町内会長
	中嶋 勝治	東南笠町内会長
	山田 猛	南笠ニュータウン副町内会長
	大塚 潔	体育振興会会長
	大西 繁	民生委員児童委員協議会会長
	藤居 朋寛	青少年育成学区民会議会長
	岡田 やよい	社会福祉協議会事務局長

事務局

事務局	中出 高明	南笠東まちづくりセンター センター長
	高山 明美	南笠東まちづくりセンター 主任
中間支援	福留 直樹	(公財)草津市コミュニティ事業団 事務局長
	茶木 修一	(公財)草津市コミュニティ事業団 まちづくり振興課長
	中村 志希	(公財)草津市コミュニティ事業団 まちづくり振興課
行政	高橋 一護	草津市 まちづくり協働課

5. 計画策定の経過

策定委員会

第1回	令和7年 8月18日	計画策定に向けて、基本理念・基本方針の審議、住民アンケートについて
第2回	令和7年 9月 8日	各部局の振り返りワークショップについて
第3回	令和7年11月10日	まちづくり計画書（骨子）の検討 基本方針とキャッチフレーズの審議
第4回	令和8年 1月16日	まちづくり計画書（案）のまとめ
第5回	令和8年 3月19日	まちづくり計画書（案）の最終確認 まちづくり計画書の作成業務終了

住民アンケート

実施期間：令和7年9月1日～9月15日	回答数 83件
---------------------	---------

振り返りワークショップ

生活関連事業部局	令和7年 9月24日 10月28日	部局ごとに「南笠東学区まちづくり計画書2021」で行った取り組みに対して ①良かった・継続したい 取り組み ②反省点・課題 ③次期に挑戦したいこと などを抽出
健康福祉事業部局	令和7年 9月25日	
青少年育成事業部局	令和7年 9月 4日	
地域スポーツ事業部局	令和7年 9月30日	
地域協働合校推進事業部局	令和7年10月22日	
まちづくり事務局	令和7年11月 1日	

計画書(案)の意見照会

地域団体	令和8年2月16日～3月3日	まち協構成団体への照会
------	----------------	-------------

第4期

南笠東学区まちづくり計画書 2026

令和8年4月1日

南笠東学区まちづくり協議会



草津市笠山一丁目1-47（南笠東まちづくりセンター内）

Tel / Fax 077-561-8469 / 077-514-8018

mail : minamigasahigashi@machikyou.jp